

農林漁業体験民宿開業の手引き



平成21年12月
鹿児島県農政部農村振興課

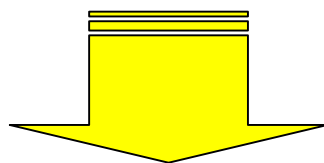
目 次

◇「ねらい」と「特長」	1
第1 農林漁業体験民宿とは	2
(1) 農林漁業体験民宿業	
(2) 農林漁業体験民宿	
第2 農林漁業体験民宿を開業するにあたって（取組む前のポイント）	4
(1) なぜ開業したいのか？（目的・理由）	
(2) 開業にあたっての前提条件	
第3 どんな農林漁業体験民宿にするのか	5
(1) 食事の提供方式	
(2) 施設のスタイル	
第4 計画から営業開始まで	7
(1) まずは、構想づくりから	
(2) 農林漁業体験民宿の開業に向けて	
(3) 開業に係る関係法令	
(ア) 旅館業法	
(イ) 食品衛生法	
(ウ) 建築基準法	
(エ) 消防法	
(オ) 浄化槽法	
(カ) 水質汚濁防止法	
(キ) 規制緩和措置	
◇農林漁業体験民宿開業のためのチェックシート	19
◇相談窓口一覧	20
<参考>農林漁業者が行う農林漁業体験民宿業の許可対象者であることの市町村 の確認書について	25
◇関係様式	29

◇ ねらい

背 景

- **新たな観光のスタイルとしての「グリーン・ツーリズム」**
近年、新たな観光のスタイルとして、都市部に住む人たちが農山漁村地域に滞在し、その土地の自然や文化、人々との交流や農林漁業体験等を楽しむ「グリーン・ツーリズム」、「ブルー・ツーリズム」という取組が、県内各地で行われています。
- **学校教育における農山漁村生活体験学習への取組**
関東、関西など都市部の小・中・高校においては、修学旅行の中に農山漁村での暮らしを丸ごと体験する農山漁村生活体験学習（以下、「体験学習」といいます。）を取り入れるところが増えつつあります。
また、一方で、平成20年度から、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して、農山漁村で小学生が長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」への取組を進めています。



◇ 「体験学習の受入」から「農林漁業体験民宿の開業」へ◇

上記の体験学習における農家等への宿泊は、「生徒等から宿泊のための経費をもらわない」、「食事は生徒等と受入農家等の共同調理等による」など一定の制約のもとで行う必要があります。

これに対し、「農林漁業体験民宿」とは、旅館業法や食品衛生法等の許可を受けることで、宿泊や食事提供等の各種のサービスに対して、相応の対価を得ることができるもので、また、宿泊の対象も修学旅行の生徒等に限らず、年を通して一般の宿泊者を受け入れることにより、農林漁家の所得拡大へとつながるものです。

本手引書は、「農林漁業体験民宿」を開業しようとする方への一助となればと、開業への考え方、手続き等を取りまとめたものです。

◇ 特 長

- ◆農林漁家の方を対象に農林漁業体験民宿開業に係る手続きを解説したものです。
- ◆各種の関係法令に係る諸手続が一冊でわかるようにまとめました。
- ◆「農山漁村余暇法」等に基づく規制緩和に関することについて記載しました。
- ◆フロー図を用いるなどしてわかりやすく解説しました。

第1 農林漁業体験民宿とは

(1) 農林漁業体験民宿業

「農林漁業体験民宿業」とは、農山漁村での生活体験や農林漁業体験などを提供する民宿業のことです。

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（通称：農山漁村余暇法）」では、「農林漁業体験民宿業」を次のとおり定義しています。

「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

●「農山漁村滞在型余暇活動」に必要な役務の提供

必要な役務の提供内容（選択式）	余暇活動の例
1 農村滞在型余暇活動に必要な役務 イ 農作業の体験の指導 □ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 農用地その他の農業資源の案内 ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん	いも掘り、野菜収穫、果樹収穫、茶収穫、種まき、田植え、稲刈り、脱穀、畑の草払い、酪農体験(エサやり、乳搾り等)そば打ち、こんにゃくづくり、ジャムづくり、かまど焚き、食事づくり など
2 山村滞在型余暇活動に必要な役務 イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 □ 林産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 森林の案内 ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん	枝打ち、下草刈り、山菜採り、果実(アケビ、ムベ等)採り、森林散策、木工細工、風呂焚き付け、干しいたげづくり、つる細工、食事づくり など
3 漁村滞在型余暇活動に必要な役務 イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 □ 水産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 漁場の案内 ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、定置網、カツオ節加工体験、魚さばき、養殖場エサやり、浜釣り、食事づくり など

(2) 農林漁業体験民宿

「農林漁業体験民宿」は、一般に「農山漁村余暇法」に定める役務（P2参照）を行っている「民宿」のことで、旅館業法の営業許可を取得した施設をいいます。

「農林漁業体験民宿」以外に、「農家民宿」や「農林漁家民宿」、あるいは「体験民宿」などと呼ばれています。

旅館業法では、「旅館業」として「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の4つを定めており、「民宿」という分類はありません。

「民宿」は、施設の構造設備の基準等から、旅館業法の「簡易宿所営業」に該当する施設として主に扱われています。

この「簡易宿所営業」の許可を取得するためには、要件の一つとして客室延床面積が、33㎡以上であることが必要となります。

畳数に換算すると概ね20畳に相当します。

●旅館業法に定める「簡易宿所営業許可」の規定

「簡易宿所営業」	・ 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設 ・ 客室数 限定無し ・ 客室延床面積 33㎡以上
----------	--

●「農林漁業体験民宿」の営業区分の特例

「農林漁業体験民宿」を開業するにあたって、これまで、旅館業法の「簡易宿所営業」の許可を受ける際には、上記の床面積33㎡以上が必要でした。

しかし、都市と農山漁村の交流促進に関連する規制緩和の一環として、平成15年に旅館業法施行規則の一部が改正され、「農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合」に限り、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととなりました。

したがって、農林漁業者と非農林漁業者では、「農林漁業体験民宿」の開業にあたって、「簡易宿所営業」の許可を取得しようとする際には、客室延床面積の要件が異なることとなります。

※「農林漁業体験民宿」を開業（簡易宿所営業）する場合の客室延床面積の要件

区 分	客室33㎡未満	客室33㎡以上
農林漁業者が開業する場合	○	○
非農林漁業者が開業する場合	×	○

第2 農林漁業体験民宿を開業するにあたって（取組む前のポイント）

農林漁業者が「農林漁業体験民宿」という新しい事業を始める場合、趣味で始めるのではなく、あくまでも収入を得るためのビジネスという認識を高めることが大切です。

まず、「農林漁業体験民宿」を始めるにあたっては、家族内で開業する目的やお互いの役割を話し合い、改築の資金面や採算性の検討など、事前に十分な検討が必要です。

そのためには、何のために（目的・理由）自分が「農林漁業体験民宿」に取組むのか、はっきりさせておきましょう。

（1）なぜ開業したいのか？（目的・理由）

- 農林漁業経営の補完的収入のチャンス
- 農山漁村にいながら新しい未知の人との出会い
- 農山漁村の女性や高齢者の能力の発揮
- 農林水産業・農山漁村の魅力を理解してもらう場として
- 農林水産業のもつ教育的機能を活かす場として
- 地域にある資源（人材・生産物・自然環境・文化）を活用した交流の拠点づくり

（2）開業にあたっての前提条件

- 自分が農林漁業体験民宿の経営主として向いていることが必要です
 - ・農林漁業体験民宿の経営管理をきちんとやっていけますか。
 - ・民宿はサービス業です。
お客様と話をしたり、お世話をするなど接待に向いていますか。
- 農林漁業体験民宿は家族の理解と協力が必要です
 - ・家族が不安にならないように、時間をかけて家族の理解と協力を得ましょう。
 - ・民宿の視察や研修会には家族で参加するなどしながら、後継者も含めて家族みんなで、十分な話し合いをしましょう。
 - ・自分たちが無理なくできるサービスを考えて提供し、家族で役割分担しましょう。
- 経営のバランスを考えることが必要です
 - ・農林漁業体験民宿を副業として営む場合は、本業（農林漁業）の経営安定をまずもって優先しましょう。
 - ・農林漁業体験民宿を経営すると当然の事ながら新たな仕事が増えます。
資金面・労働面などあらゆる面で、無理のない経営を心がけましょう。

第3 どんな農林漁業体験民宿にするのか

農林漁業体験民宿について、検討をすすめる中で、まずはじめに決めなければならないのが、どんな農林漁業体験民宿にするのかということです。

こういったスタイルの農林漁業体験民宿を経営していくかで、許可をとる必要性の有無や必要とする設備の整備や労働力などに大きな違いが出てきます。

まずは、経営スタイルについて、考えてみましょう。

(1) 食事の提供方式

宿泊者にとって、その地域ならではの郷土料理や家庭料理が味わえる農林漁業体験民宿は、大きな魅力です。

しかし、宿泊者への食事の提供は、農林漁業体験民宿を経営していく中で、最も労力を要する労務です。

また、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となります。

家族の協力をどれだけ得られるか、季節を問わず、いつでも新鮮な農林水産物が手に入る環境にあるかなどが、食事の提供方式をどのようにするのかを考えるポイントとなるでしょう。

(ア) 素泊まり式

食事の提供をしない。

- 近くに、食堂や農家レストランがあることが望ましい。

(イ) 自炊式

宿泊者が自分で食事の用意をする。

- 自炊できる施設や農林水産物が調達可能な環境であることが前提となる。

(ウ) 一泊朝食付き

朝食のみの提供を行う。

- 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要。
- 夕食を考えると、近くに、食堂や農家レストラン(*)があることが望ましい。

(エ) 一泊二食付き

夕食と朝食を提供する。

- 食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要。
- 一番労力を要する方式。
- 農林漁業体験民宿の個性を発揮しやすく、よいPRとなる。

(ア) から (エ) は主な食事の提供方式です。そのほかにも、体験メニューの一つである郷土料理作りを夕食と組み合わせた方法もあります。

(*) 農林漁業者やその組織する団体が経営し、地域の食材を加工・調理して料理を提供する施設をいいます。

(2) 施設のスタイル

(ア) 宿泊施設のスタイルをどうするか

施設のスタイルとして、まずは、空き部屋を活用した同一家屋型にするのか、離れを活用した完全独立型にするのか、といった問題があります。

[同一家屋型]

空き部屋を活用する場合、ほとんどがこの型になります。既存施設を利用し、施設に係る費用を必要最小限度に抑えることが可能ですが、家族が生活する部分と農林漁業体験民宿の宿泊者が使用する部分が重なるため、生活感が出やすく、宿泊者にとっては、施設を使用しづらかったり、また、経営者にとっては、宿泊者に時間

をあわせざるを得なかったりすることがあります。

2階建てや平屋で家屋が広い場合は、家族が生活する部分と農林漁業体験民宿の宿泊者が使用する部分を、階段や廊下で仕切るなどして分離させ、ともに使いやすくしていく工夫が必要です。

【完全独立型】

離れなど別棟を活用できる場合は、農林漁業体験民宿の宿泊者が専用として利用できるため、宿泊者のプライバシーも十分守られ、ゆったりと宿泊することができます。

もともと別棟がある場合は、施設の整備費用もそれほどかかりませんが、新築や増築をして、離れなど別棟をつくる場合は、それなりの費用がかかります。

(イ) トイレ、風呂等の確保

次に、トイレや風呂などの施設について考える必要があります。

トイレや風呂、洗面所については、開業しようとする「農林漁業体験民宿」の規模に応じて、既存の施設で足りるのか、増設する必要があるかどうかなどを検討する必要があります。

また、トイレや風呂などは、利用者にとって清潔感が気になるところですので、衛生面に配慮する必要があります。

- ・トイレについては、浄化槽を新設する場合は、地域振興局・支庁または市町村の建築確認担当部局に事前相談しましょう。
- ・風呂、洗面所については、家族と共同で使用する場合は、入浴時間を決めるなどのルールづくりも必要でしょう。

また、近くに温泉施設や公衆浴場があれば、それを利用することも視野に入れて検討するのも一つの方法です。

(ウ) その他検討すべき事項

●体験メニューの検討

どんな体験メニューの提供ができるか、検討が必要です。

特別な体験メニューを提供しなければならないということではないので、日頃の農作業をもとに体験メニューを検討してもよいでしょう。

●宿泊者用駐車スペースの確保

車でお越しのお客様のことを考えて、宿泊者用駐車スペースの確保が必要になります。

農林漁業体験民宿の規模に応じて宿泊者用駐車スペースを確保しましょう。

●宿泊約款の検討

宿泊施設において、宿泊約款がないためにトラブルが発生することもありますので、営業時間等（朝食の時間、夕食の時間、門限など）や予約の解除（キャンセル料）など、一定のルールを作ることが大切です。

●保険への加入

農林漁業体験民宿を開業するということは、利用者の安全に細心の注意を払って営業をしなければなりません。万一事故が起きた場合に備えて、損害保険への加入を検討する必要があります。

第4 計画から営業開始まで

(1) まずは、構想づくりから

STEP 1

どんな農林漁業体験民宿があるのか調べてみよう

県内、全国には、様々な形態の農林漁業体験民宿があります。まずは、どんな農林漁業体験民宿があるのか調べてみましょう。

- 農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>
- まちむら交流きこう(財団法人都市農山漁村交流活性化機構)ホームページ
<http://www.kouryu.or.jp/>
- 鹿児島県ホームページ
<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/noson/index.html>

STEP 2

いくつかの農林漁業体験民宿に宿泊してみよう

実際に、農林漁業体験民宿に宿泊することで、施設や経営スタイルを学びましょう。また、経営スタイルの異なったいくつかの農林漁業体験民宿に宿泊することで、それぞれの長所、短所を学び、自分の経営スタイルの確立に役立てましょう。

STEP 3

農林漁業体験民宿の開業の目的を明確にしよう

何のために、農林漁業体験民宿を開業するのか、考えを整理しましょう。本業として、農林漁業体験民宿の経営を考えている場合は、業として成り立っていくのか、また、副業として経営する場合は、本業との両立が可能か検討しましょう。そして、農林漁業体験民宿の開業に向けて、家族と話し合い、協力を得ましょう。

STEP 4

経営スタイルを確立しよう

どのような経営スタイルにするか、どのような施設で農林漁業体験民宿を開業するのかを決めましょう。そして、開業費用について検討してみましょう。

(2) 農林漁業体験民宿の開業に向けて

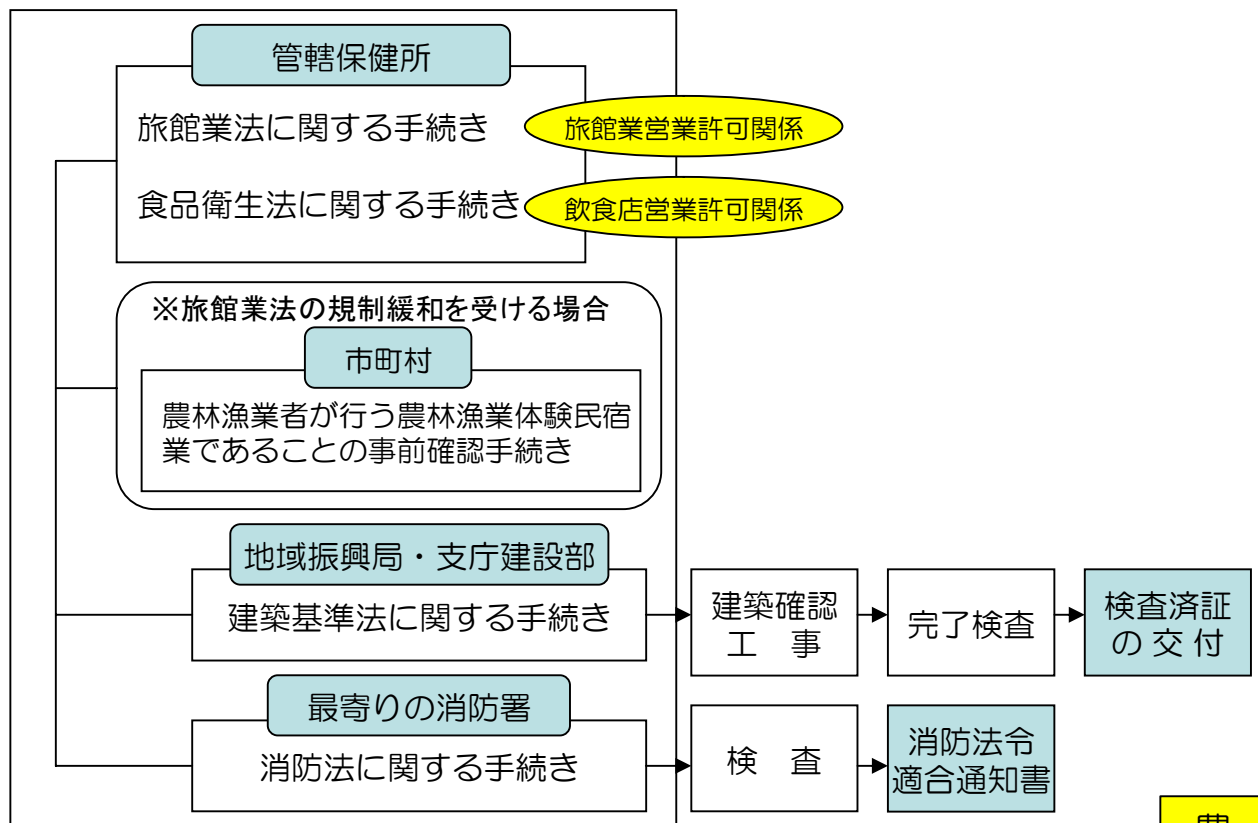
農林漁業体験民宿を開業するためには、旅館業法、建築基準法、消防法など、法律で定められた要件や基準を満たし、許可を得ることが必要となります。

しかし、農林漁業者であるか否か、客室延床面積の広さなど、条件によって適用される基準や要件が異なる場合がありますので、まずは、市町村の担当課もしくは、管轄の地域振興局・支庁の農政（農林）普及課へ御相談ください。

まずは相談！

市町村の担当課または、地域振興局・支庁農政（農林）普及課

連絡先はP20以降をご覧ください。



旅館業営業許可申請

現地調査

営業許可

※ 規制緩和の適用を受ける場合は、農林漁業者が行う農林漁業体験民宿業の許可対象者であることの市町村の確認書を添付

飲食店営業許可申請

実地調査

営業許可

農林漁業体験民宿の開業

(3) 開業に係る関係法令

農林漁業体験民宿の開業に係る主な法律は以下のとおりです。

なお、鹿児島市で開業する場合は、市への権限移譲等により、手続き等が県と異なる場合がありますので、まずは、鹿児島市グリーンツーリズム推進課へご相談ください（連絡先はP20頁以降参照）。

区 分	法 律	農 林 漁 業 体 験 民 宿 と の 関 係
営業の関係	旅館業法	●農林漁業体験民宿を開業するには、旅館業の営業許可が必要になります。
	食品衛生法	●食事を提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になります。 また、食品衛生責任者を置かなければなりません。
施設及び設備の関係	建築基準法	●旅館としての建築基準に適合させる必要があります。 ●建物を新築、増築、改築する場合は、原則として建築確認が必要になります。 ●住宅の一部を農林漁業体験民宿に用途変更する場合でも、規模によって建築確認が必要になる場合があります。 ●都市計画法により定められた用途地域や市街化調整区域に指定されている区域内では、民宿として利用予定の場所が民宿を営業できる土地かどうかの確認が必要になります。
	消防法	●防火対象物として適合しているかどうかの確認が必要です。
	浄化槽法	●浄化槽を設置又はその構造若しくは規模を変更する場合は、届出が必要になります。
	水質汚濁防止法	●厨房施設、洗濯施設及び入浴施設を設置する場合、事前に届出が必要になります。

(ア) 旅館業法

旅館業とは、宿泊料を受けて寝具を使用して宿泊させることを繰り返し行う営業をいい、営業を始めるには、旅館業法第3条に基づく営業許可を取得する必要があります。

構造設備の基準や衛生措置の基準に適合する必要がありますので、施設の平面図（間取り図）等を持参して、管轄の保健所にご相談下さい。

① 旅館業の営業許可

旅館業には、営業形態や構造設備によって「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の4タイプがあります。

農林漁業体験民宿のほとんどが「簡易宿所営業」に該当すると思われませんが、平成15年4月1日から、農林漁家が農林業体験等を提供する民宿業を行う場合は、「簡易宿所営業」の構造基準の一つである客室延べ床面積の要件（33㎡以上）が緩和され、33㎡未満でも営業が許可されることになりました。

② 営業許可申請の手続き

営業を始める場合は、次の（ア→イ→ウ→エ）の順で手続きを行って下さい。

申請を行い、決められた基準に合っているかどうか実際の施設を保健所に確認してもらい、営業の「許可書」を取得する必要があります。

ア 事前相談

施設の平面図（間取り図）や付近の見取り図を準備してご相談下さい。

申請手続き方法、施設の構造設備等の基準についてご説明します。

なお、増改築等を考えている場合は、工事の着手前にご相談下さい。

イ 申請手続き

下記の「申請に必要なもの」と申請手数料を添えて管轄の保健所に提出して下さい。

[申請に必要なもの]

- ①旅館業営業許可申請書
 - ②営業施設の構造設備を明らかにした図面
 - ③敷地内建物の配置及び用途面積等を明らかにした図面
 - ④営業施設を中心とした周囲150m以内の見取図
 - ⑤法人にあっては、定款又は寄付行為等の写し
 - ⑥建築基準法上の建築物の検査済み証
（建築確認を受けたものに限る）・・・（13頁参照）
 - ⑦消防法上の防火安全性に関する適合通知書・・・（15頁参照）
- ※ なお、客室延べ床面積の要件についての規制緩和の適用を受ける場合は、下記の書類も必要になります。
- ・ 農林漁業者が行う農林漁業体験民宿業の許可対象者であることの市町村の確認書（P25参照）

ウ 現地調査

保健所で施設が構造設備基準に合致しているか調査し、衛生措置の基準について指導を実施します。

エ 許可書の交付

基準に適合した場合、「許可書」が交付され、営業を開始することが出来ます。

(イ) 食品衛生法

食事を提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になりますので、調理場の平面図を持参して、管轄の保健所に相談してください。

① 飲食店営業の営業許可

食事を提供する場合、飲食店営業許可を得る必要があります。

営業許可を取得するには、保健所に営業許可申請書を提出し、保健所の実地調査で基準に適合すれば、営業許可証が交付されます。

なお、施設ごとに許可の有効期間（最低5年）が定められ、営業を継続する場合は、再度営業許可申請を行う必要があります。

② 食品衛生法に基づく「施設の基準」及び「公衆衛生上講ずべき措置の基準」

営業施設は、県条例に定められた「施設の基準」に合致する必要があるため、許可取得後は、施設の清潔保持、清潔な服装や衛生的な食品の取扱方法を定めた「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を遵守する必要があります。

● 「施設の基準」の例

作業場は、居住区その他作業上必要でない部分とは完全に区画した専用のものとする。

作業場には、従業員の使用に便利で、かつ、十分な数の流水式手洗い設備及び手指の消毒設備を備えること。

● 「公衆衛生上講ずべき措置基準」の例

水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、その検査結果の記録を保存すること。

食品取扱者の健康状態の把握に努め、必要に応じて食品衛生上必要な健康診断を受けさせること。

食品取扱者は、衛生的な作業着を着用し、及び作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないこと。

※ 「施設の基準」及び「公衆衛生上講ずべき措置基準」の詳細につきましては、最寄りの保健所へお問い合わせください。

③ 食品衛生責任者

作業場ごとに食品衛生責任者を置かなければなりません。食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者となっています。

ア 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者

イ 衛生関係法規に基づく資格（栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士）を有する者

ウ 都道府県の衛生関係条例に基づく資格（ふぐ調理師）を有する者

エ 食品衛生責任者養成講習会を修了した者（他都道府県等の受講を含む）

※ 食品衛生責任者の資格がない方は、必ず食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

④ 営業許可申請の手続き

営業を始める場合は、次の（ア→イ→ウ→エ）の順で手続きを行って下さい。
申請を行い、決められた基準に合っているかどうか実際の施設を管轄する保健所に確認してもらい、営業許可を取得する必要があります。

ア 事前相談

施設の平面図（間取り図）や付近の見取り図を準備して管轄する保健所の担当者にご相談下さい。

申請手続き方法、施設の構造設備等の基準についてご説明します。

なお、増改築等を考えている場合も、工事の着手前にご相談下さい。

イ 申請手続き

下記の「申請に必要なもの」と申請手数料（業種によって異なります。）を添えて管轄の保健所に提出して下さい。

[申請に必要なもの]

- ・ 申請書
- ・ 営業所の案内図または地図の写し
- ・ 営業設備の構造を記載した図面（調理施設の平面図）
- ・ 法人にあっては、登記事項証明書または定款の写し
- ・ 水道水以外の水を使用する場合には、水質検査証明書

ウ 実地調査

保健所で施設基準に合致しているか、実地調査を実施します。

エ 営業許可証の交付

検査で基準に適合した場合、「営業許可証」が交付されます。

⑤ 食品の製造・販売

食肉、魚介類、乳類を販売する場合及びみそ、豆腐、めん類、そうざい、缶詰瓶詰食品等を製造する場合には、別に業種ごとに営業許可が必要になります。

**□建築基準法（建築確認等）及び消防法（消防法令適合通知）
並びに浄化槽法（浄化槽設置届等）の関係**

農林漁業体験民宿の営業許可申請をする前に必要な手続きがあります。

建築物の新築、増築、改築を伴う場合や住宅等の既存建物を用途変更することで宿泊施設等の部分が100㎡（※）を超えることになる場合は原則として、地域振興局・支庁の建築確認担当課による建築確認が必要であり、また、消防署等による消防法令適合状況の確認が必要です。

また、浄化槽を設置又はその構造若しくは規模を変更する場合は、浄化槽設置届等を地域振興局等（鹿児島市及び地域振興局等の業務を権限移譲している市町村については、その市町村）に、建築確認を伴う場合は地域振興局・支庁の建築確認担当課に届け出る必要があります。

手続きを要しない場合でも、建築基準関係規定等への適合確認は不可欠であるため、保健所へ営業許可を申請する前に、施設の平面図等(間取り図など)を準備して、地域振興局・支庁の建築確認担当課や消防署に出向き十分相談して下さい。

(※)100㎡に含まれる部分は、客室以外に居住用との共用部分（玄関、風呂、トイレ、廊下など）も含まれます。（以下「旅館用途部分」という）

(ウ) 建築基準法

住宅の一部を用途変更して、旅館用途部分が100㎡を超える場合には、増改築等を伴わない場合でも「建築確認」が必要となります。

① 建築基準法上の「旅館」に該当しない場合の要件

次の条件をすべて満たす場合は、建築基準法上の「旅館」に該当しないこととなりますが、事前に必ず御相談ください。

- 農山漁村余暇法に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設であること。
- 住宅の一部を農林漁業体験民宿業として利用するものであること。
- 客室延べ床面積（※）が33㎡未満であること。
- 各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められること。

(※) 客室として使用する用途の一部である、押入や床の間を含んだ面積です。
なお、旅館業法上の計測方法と異なる点に注意が必要です。

[H17.1.17 国土交通省技術的助言「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」]

② 「旅館」としての基準

①の要件を満たさない場合、建築基準法上の「旅館」として下記の基準に適合する必要がある。

区 分	建 築 基 準 法 上 の 基 準
●階段の幅、蹴上げ（段差）、踏み面	<p>階段は、幅75cm以上、蹴上げ22cm以下、踏み面21cm以上必要となります。</p> <p>※住宅は、蹴上げ23cm以下、踏み面15cm以上とするこ とができるので、古い住宅や狭い住宅の用途変更の場合 には注意が必要です。</p>
●防火上主要な間仕切壁	<p>住宅には、防火上主要な間仕切壁は適用されていません。</p> <p>旅館用途部分については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造（※）とし、小屋裏又は天井裏に達していなければなりません。</p> <p>火災拡大に先んじて安全に避難できるようにするもので、どの壁が対象となるかは間取りや避難経路の取り方により個々に判断されますので、地域振興局・支庁等の建築確認担当課に相談して下さい。</p> <p>（※）準耐火構造とは、通常の火災時に定める時間を超える耐火性能を有し、構造は間柱及び下地を木材又は鉄材で作り、その両面を石膏ボード（厚さ1.5cm以下）等で防火被覆が設けられたものをいいます。 （施行令第107条の2）</p>
●非常用の照明装置	<p>住宅には、非常用の照明装置は適用されていません。</p> <p>旅館用途部分の居室、階段、通路等で非常用の照明装置の設置が必要で、照明装置は直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度が必要となります。</p> <p>また、火災温度が上昇した場合においても著しく光度が低下しない、予備電源を設けるなどの安全上の配慮も必要となります。</p>
●内装の制限を受ける調理室	<p>こんろ等の火気を使用する調理室等は壁、天井を準不燃材料（※）で仕上げる必要があります。（なお、IHクッキングヒーターなど火気を使用しない調理室の場合は例外です）</p> <p>住宅の場合、一部緩和があるため、住宅を旅館等に用途変更する場合、調理室等の仕上げがそのままでは基準に適合しない場合があるので注意が必要です。</p> <p>（※準不燃材料とは、木毛セメント板、石膏ボード、その他建築材料で主に内装用の材料、不燃材料に準ずる防火性能を有するものとし国土交通大臣が指定するものをいいます。）</p>

<参考>都市計画区域における注意事項

都市計画区域内で農地を宅地化するなどの造成が伴う場合は、都市計画法第29条の開発許可が必要になる場合があります。また、市街化調整区域内である場合、建築物を新築、改築する場合や、用途変更のみを行う場合でも都市計画法第43条の建築許可が必要となります。

(工) 消防法

旅館業の許可申請書を行うにあたって、許可申請書に消防機関が発行する「消防法令適合通知書」を添付することとされているので、管轄の消防署に交付申請を行い、検査を受ける必要があります。

消防法上必要な措置は原則、次のとおりですが、一般住宅扱いとなる場合は、この規制の対象となりません。

旅館業の営業許可申請を行う前に、最寄りの消防署に必ず相談してください。

① 主な消防法令上の必要な措置

●防炎対象物品	建築物延べ床面積に関わらず、農林漁業体験民宿として用いる部分のじゅうたんやカーテン等には、防炎対象物品を用いる必要があります。
●消火器具	農林漁業体験民宿として用いる部分の建築物延べ床面積が150㎡以上となる場合は、消火器又は簡易消火用具の配置が必要となります。
●誘導灯・誘導標識	建築物延べ床面積に関わらず必要となります。 ただし、管轄の消防長又は消防署長が認めた場合（次ページ参照）には、設置が不要となります。
●住宅用火災警報器の設置	住宅の用途に供される建物には、原則として全て、住宅用火災警報器の設置が必要です。 <u>なお、既存住宅の場合、平成23年5月31日までに設置する必要があります。</u>

例示してあるもの以外にも、規模に応じて防火管理者の選任義務や非常警報設備等の設置義務などがあります。

② 一般住宅扱いとなる場合

<p>「農林漁業体験民宿」の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、農林漁業体験民宿の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、一般住宅に該当するもので、規制対象外となります。</p> <p>〔 農林漁業体験民宿専用部分の床面積に、一般住宅と共用する部分の床面積を各々の専用部分の床面積で按分したものを加え、農林漁業体験民宿の用途に供される部分の床面積の合計とします。 〕</p>

③ 国の規制緩和措置

住宅に供されていた家屋で農林漁業体験民宿を行う場合で、適切な防火管理が行われていると消防長又は消防署長が認めた場合は「誘導灯」、「誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を省略することができます。

最寄りの消防署に相談し、確認してください。

「誘導灯」、「誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置に関する規制緩和について

[H19.1.19付け消防予第17号「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」]

1 「誘導灯」及び「誘導標識」の設置を要しない場合

民宿等の避難階において、次の(1)から(3)までの条件のすべてに該当

- (1) 各客室から直接外部に容易に避難できること。または、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。
- (2) 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。
- (3) 民宿等において、その従業者が、民宿者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

2 「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない場合

次の(1)から(3)までの条件のすべてに該当

- (1) 「1の(1)から(3)」の条件を満たしていること。
- (2) 客室が10室以下であること。
- (3) 消防機関へ常時通報することができる電話が、常時、人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されること。

④ 「消防法令適合通知書」の交付申請手続き

ア 事前相談

一般住宅扱いとなるのか、国の規制緩和の対象となるのか等を、申請する前に必ず最寄りの消防署へ相談してください。

イ 申請手続き

[申請に必要なもの]

- ・ 消防法令適合通知書交付申請書
- ・ 建物の平面図
- ・ 建物の位置図及び配置図

ウ 現地確認・検査

エ 「消防法令適合通知書」の交付

(オ) 浄化槽法

浄化槽を設置する場合は、地域振興局・支庁の建築確認担当課と事前相談した上で、(財)鹿児島県環境検査センターに法定検査申込をし、市町村を經由して地域振興局等へ「浄化槽設置届」を提出してください。(鹿児島市及び地域振興局等の業務を権限移譲している市町村については、法定検査申込後、その市町村へ直接提出してください。)

ただし、建築確認申請をする場合は、それと同時に「浄化槽審査書」を地域振興局・支庁の建築確認担当課に提出してください。

浄化槽の処理能力は、JISの基準により計算で決定するのが標準です。

旅館部分が小規模であるなど利用形態により処理能力が実状に合わないと思われる場合には、地域振興局・支庁の建築確認担当課に事前協議してください。

区 分		浄化槽の処理人槽算定基準
1 住宅と民宿で浄化槽を共用する場合。 ※JIS基準(JISA3302)による。	●住宅用途面積が130㎡未満	●処理人槽＝民宿の定員(人)＋5(人)
	●住宅用途面積が130㎡以上	●処理人槽＝民宿の定員(人)＋7(人)
2 民宿専用で浄化槽を用いる場合。 ※JIS基準(JISA3302)による。		●処理人槽＝民宿の定員(人)

注)用途変更等に伴い、既存の浄化槽の処理能力を超える場合は、浄化槽の入れ替えを要する場合があります。

注)建築基準法の届出が必要になる場合は、地域振興局・支庁の建築確認担当課と事前相談をしてください。

(カ) 水質汚濁防止法

旅館業の用に供する厨房施設、洗濯施設及び入浴施設は、法の定める特定施設に該当し、事前に届出が必要です。管轄の保健所に相談して下さい。

●特定施設設置届出

厨房施設、洗濯施設及び入浴施設を設置する場合には、その施設の設置工事に着手する日の60日前までに届出をする必要があります。

「設置」には、新たに施設を整備する場合のほか、既存の施設を改造又は用途変更する場合も含まれます。

(キ) 規制緩和措置

「農林漁業体験民宿」に関する全国的な規制緩和の状況は、次のとおりです。

① 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃

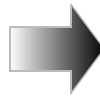
簡易宿所の民宿を開業する場合、
33㎡以上の客室面積が必要



33㎡に満たない客室面積でも
簡易宿所営業の許可を得ることが
可能

② 農林漁業体験民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化

宿泊者に対する送迎が「白タク
営業」にあたるのでは？



宿泊サービスの一環として行う
送迎輸送は原則として許可対象外
であり道路運送法上の問題はない。

③ 農林漁業体験民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化

農林漁業体験民宿が行う体験ツ
アーの販売・広告は、旅行業法に
抵触するのでは？



農林漁業体験民宿が自ら提供す
る運送・宿泊サービスに農業体験
を付加して販売・広告することは、
旅行業法に抵触しない。

④ 農林漁業体験民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応

農林漁業体験民宿も通常の民宿
と同じ消防用設備等の設置を義務
付け



地元の消防長又は消防署長の判
断により、誘導灯等を設置しない
ことが可能

⑤ 農林漁業体験民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化

農林漁家が囲炉裏や茅葺き屋根
のある自らの住宅を農林漁業体験
民宿として利用する場合でも、火
災時の延焼を防ぐ内装を義務付け



小規模で避難上支障がなければ、
新たな内装制限は適用しないこと
を明確化

◇ 農林漁業体験民宿開業のためのチェックシート

関係法令	チェック欄	農林漁業体験民宿の開業に必要な手続き等	相談窓口
旅館業法	次の全てに該当する場合は、一部施設基準が緩和されます。 <input type="checkbox"/> 農林漁業者 <input type="checkbox"/> 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する施設	法律に基づく「旅館業営業許可申請」が必要です。 なお、施設基準の緩和を受ける場合は、申請の際に、左記のいずれにも該当する旨の市町村の確認書が必要です。	保健所(※1) (P21) 市町村(P20～21)
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する ----- <input type="checkbox"/> 食事を提供しない	法律に基づく「飲食店営業許可申請」が必要です。 ----- 法律に基づく手続きは必要ありません。	保健所(P21～22)
建築基準法	(1) 次の全てに該当する場合⇒「住宅」扱い <input type="checkbox"/> 農山漁村余暇法上の「農林漁業体験民宿業」を営む施設であること <input type="checkbox"/> 住宅の一部を利用 <input type="checkbox"/> 客室延べ床面積(※2)が33㎡未満 <input type="checkbox"/> 各客室から外部への避難上支障がない ----- (2) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 旅館用途部分(※4)の床面積が100㎡以下 ----- (3) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 旅館用途部分(※4)の床面積が100㎡を超える	法的には住宅扱いとなるため、増築等を伴わない用途変更の場合、法律に基づく措置や手続き等は必要ありませんが、事前に必ず御相談ください。 ----- 増築等を伴わない用途変更等の場合、法律に基づく「建築確認申請」は必要ありませんが、「旅館」として「建築基準法」上の基準に適合する必要があります。 ----- 増築等を伴わない用途変更等の場合でも、法律に基づく「建築確認申請」が必要です。 また、「旅館」として「建築基準法」上の基準に適合する必要があります。	地域振興局・支庁建設部等(※3)(P22)
消防法	(1) 次の全ての項目に該当する場合⇒「一般住宅」扱い <input type="checkbox"/> 一般住宅と併用 <input type="checkbox"/> 旅館用途部分(※4)の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい <input type="checkbox"/> 旅館用途部分(※4)の床面積が50㎡以下 ----- (2) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い	「消防法令適合通知書交付申請」を行う必要があります。 また、「旅館」扱いとなる場合は、これ以外にも消防法に基づく措置が必要です。	消防局等(P23)
浄化槽法	<input type="checkbox"/> 浄化槽を設置する ----- <input type="checkbox"/> 浄化槽を設置しない	法律に基づく「浄化槽設置届」が必要です。 ----- 法律に基づく手続きは必要ありません。	地域振興局・支庁保健福祉環境部等(P23)
水質汚濁防止法	<input type="checkbox"/> 旅館業のための厨房施設、洗濯施設、入浴施設を設置する	法律に基づく「特定施設設置届」が必要です。	地域振興局・支庁保健福祉環境部等(P24)

(注意事項)

※1 鹿児島市で開業予定の方の窓口は、市保健所の生活衛生課となります。

※2 客室として利用する用途の一部である、押入や床の間を含んだ面積。(旅館業法上の計測方法と異なるため、注意が必要です。)

※3 鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市で開業予定の方の窓口は、市の建築担当課となります。

※4 施設の中で旅館として使用する部分の面積。(客室及び居住用との共用部分(玄関、風呂、トイレ、廊下等)を含む。)

◇相談窓口一覧

(1) 総合相談（「農林漁業体験民宿」についてのお問い合わせ）

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先	
鹿児島地域振興局 農林水産部	農政普及課 農業振興係	099-223-0161 (内線) 273	
鹿児島市	グリーンリズム推進課	099-216-1371	
	三島村	経済課	099-222-3141
	十島村	経済課	099-222-2101
鹿児島地域振興局 農林水産部日置支所	農林普及課 農業振興係	099-273-3111 (内線) 256	
いちき串木野市	農政課 農林係	0996-33-5635	
	日置市	農林水産課 農政係	099-273-2111
南薩地域振興局 農林水産部	農政普及課 農業振興第二係	0993-53-3111 (内線) 267	
枕崎市	農政課 農政係	0993-72-1111	
	南さつま市	農林水産課 農政係	0993-53-2111
	南九州市	農林水産課 農政係	0993-36-1111
南薩地域振興局 農林水産部指宿支所	農林普及課 農業振興係	0993-22-2171 (内線) 258	
指宿市	農政課 農政林務係	0993-22-2111	
北薩地域振興局 農林水産部	農政普及課 農業振興係	0996-52-4502 (内線) 205	
薩摩川内市	観光課	0996-23-5111	
	さつま町	農政課 農政係	0996-53-1111
北薩地域振興局 農林水産部出水支所	農政普及課 農業振興第二係	0996-63-3111 (内線) 340	
阿久根市	農政課 農政管理係	0996-73-1211	
	出水市	観光交流課 交流・定住促進係	0996-63-2111
	長島町	農林課 農政係	0996-86-1111
始良・伊佐地域振興局 農林水産部	農政普及課 農業振興係	0995-63-3111 (内線) 146	
霧島市	農政畜産課 農政グループ	0995-45-5111	
	加治木町	農林耕地課 農業振興係	0995-62-2111
	始良町	農政課 農政係	0995-66-3111
	蒲生町	産業建設課 農林係	0995-52-1211
	湧水町	農林課 農政係	0995-74-3111
始良・伊佐地域振興局 農林水産部大口支所	農林普及課 農業振興係	0995-23-5129	
伊佐市	農政課 振興係	0995-23-1311	
大隅地域振興局 農林水産部	農政普及課 農業振興第一係	0994-43-3121 (内線) 581	
鹿屋市	農政水産課 経営支援チーム	0994-43-2111	
	垂水市	農林課 農政係	0994-32-1111
	東串良町	経済課 農政企画係	0994-63-3131
	錦江町	産業振興課 生産振興チーム	0994-22-0511
	南大隅町	経済課 農政係	0994-24-3111
	肝付町	農林水産課 農政係	0994-65-2511
大隅地域振興局 農林水産部曾於支所	農林振興課 農業振興係	099-482-1111 (内線) 256	

	曾於市	經濟課 農政係	0986-76-1111
	志布志市	農政課 農村振興係	099-474-1111
	大崎町	農林振興課	099-476-1111
熊毛支庁 農林水産部		農政普及課 農業振興係	0997-22-1131 (内線) 235
	西之表市	經濟観光課 観光交流室	0997-22-1111
	中種子町	農林水産課 農村振興係	0997-27-1111
	南種子町	産業振興課 農政係	0997-26-1111
	屋久島町	農林水産課 農政係	0997-43-5900
大島支庁 農林水産部		農政普及課 農業振興係	0997-53-1111 (内線) 265
	奄美市	農林振興課 農政係	0997-52-1111
	大和村	産業振興課	0997-57-2153
	宇検村	建設經濟課 農政係	0997-67-2211
	瀬戸内町	農林課 農政係	0997-72-1174
	龍郷町	産業振興課 農政係	0997-62-3111
	喜界町	産業振興課 農政係	0997-65-1111
	徳之島町	農政課 農政係	0997-82-1111
	天城町	農政課 農政係	0997-85-5364
	伊仙町	經濟課 農政係	0997-86-3111
	和泊町	經濟課 農政係	0997-92-1111
	知名町	農政課	0997-93-3111
	与論町	産業振興課 農政係	0997-97-4924
県庁農政部 農村振興課		農村企画係	099-286-3109

(2)「旅館業法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
伊集院保健所	健康企画課 衛生・環境室	099-273-2332
加世田保健所	衛生・環境課	0993-53-2317
川薩保健所	衛生・環境課	0996-23-3165
始良保健所	衛生・環境課	0995-44-7959
鹿屋保健所	衛生・環境課	0994-43-3121
西之表保健所	健康企画課 衛生・環境室	0997-22-0032
屋久島保健所	保健福祉環境課	0997-46-2024
名瀬保健所	衛生・環境課	0997-52-5411
徳之島保健所	保健衛生環境課	0997-82-0149
県庁保健福祉部 生活衛生課	温泉営業係	099-286-2784
鹿児島市保健所	生活衛生課 食品衛生第一係	099-258-2321

(3)「食品衛生法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
伊集院保健所	衛生・環境室	099-273-2332
加世田保健所	衛生・環境課 食品衛生係	0993-53-2317
指宿保健所	衛生係	0993-23-3854
川薩保健所	衛生・環境課 食品衛生係	0996-23-3167
出水保健所	衛生係	0996-62-1636
始良保健所	衛生・環境課 食品衛生係	0995-44-7958
大口保健所	衛生係	0995-23-5106
鹿屋保健所	衛生・環境課 食品衛生係	0994-44-0646
志布志保健所	衛生係	099-472-1021
西之表保健所	衛生・環境室	0997-22-0032
屋久島保健所	保健福祉環境課 衛生・環境係	0997-46-2024

名瀬保健所	衛生・環境課 衛生業務係	0997-52-5411
徳之島保健所	保健衛生環境課 衛生・環境係	0997-82-0149
県庁保健福祉部 生活衛生課	食品衛生係	099-286-2786
鹿児島市保健所	生活衛生課 食品衛生第一係 食品衛生第二係	099-258-2321 //

(4)「建築基準法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
鹿児島地域振興局 建設部	土木建築課 建築係	099-223-0161 (内線) 336
鹿児島地域振興局 建設部日置支所	建築係	099-273-3111 (内線) 321
南薩地域振興局 建設部	土木建築課 建築係	0993-53-3111 (内線) 328
南薩地域振興局 建設部指宿支所	建築係	0993-22-2171 (内線) 301
北薩地域振興局 建設部	土木建築課 建築係	0996-23-5151 (内線) 284
北薩地域振興局 建設部出水支所	建築係	0996-63-3111 (内線) 414
始良・伊佐地域振興局 建設部	土木建築課 建築係	0995-63-3111 (内線) 371
始良・伊佐地域振興局 建設部大口支所	道路係	0995-23-5161
始良・伊佐地域振興局 建設部湧水支所	道路係	0995-74-3101
大隅地域振興局 建設部	土木建築課 建築係	0994-43-3121 (内線) 515
大隅地域振興局 建設部曾於支所	建築係	099-482-1111 (内線) 321
熊毛支庁建設部	建設課 建築係	0997-22-1131 (内線) 321
熊毛支庁屋久島事務所	建設課 河川港湾第二係	0997-46-2213 (内線) 228
大島支庁建設部	建設課 建築係	0997-53-1111 (内線) 342
大島支庁徳之島事務所	建設課 道路係	0997-82-1251 (内線) 234
県庁土木部 建築課	計画指導係	099-286-3710
鹿児島市	建築指導課 審査第一係 審査第二係	099-216-1359 099-216-1360
薩摩川内市	建築住宅課 建築指導クルーフ	0996-23-5111
霧島市	建築指導課	0995-64-0954
鹿屋市	建築指導室	0994-31-1161

(5)「消防法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
鹿児島市消防局	予防課建築係	099-222-0970
出水市消防本部	予防課予防係	0996-63-0119
垂水市消防本部	警防課予防係	0994-32-1019
薩摩川内市消防局	予防課予防調査係	0996-22-0119
日置市消防本部	警防課予防係	099-272-0119
霧島市消防局	予防課設備係	0995-64-0433
いちき串木野市消防本部	予防係	0996-32-0119
さつま町消防本部	消防課予防係	0996-52-0119
指宿地区消防組合	警防課予防係	0993-22-5111
始良郡西部消防組合	予防課予防係	0995-63-3287
南薩地区消防組合	予防課予防査察係	0993-72-0049
阿久根地区消防組合	警防課予防係	0996-72-0119
伊佐湧水消防組合	予防課予防係	0995-22-0119
大隅曾於地区消防組合	予防課予防係	099-482-5577
大隅肝属地区消防組合	予防課予防係	0994-41-7183
沖永良部与論地区広域事務組合	消防署予防係	0997-93-0119
徳之島地区消防組合	総務課予防係	0997-83-3160
熊毛地区消防組合	予防課予防係	0997-23-0119
大島地区消防組合	予防課査察係	0997-52-0100

(6)「浄化槽法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	健康企画課 衛生・環境室	099-273-2332
南薩地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0993-53-2317
北薩地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0996-23-3167
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0995-44-7959
大隅地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0994-44-0646
熊毛支庁 保健福祉環境部	健康企画課 衛生・環境室	0997-22-0032
熊毛支庁 屋久島事務所	保健福祉環境課	0997-46-2024
大島支庁 保健福祉環境部	衛生・環境課	0997-52-5411
大島支庁 徳之島事務所	保健衛生環境課	0997-82-0149
県庁土木部 生活排水対策室	生活排水係	099-286-3685
鹿児島市	環境指導課 浄化設備係	099-216-1291

※ 業務を権限移譲している市町村があるため、まず上記の機関にお問い合わせいただき、市町村に権限移譲していた場合は、その市町村の担当課へお問い合わせください。

(7) 「水質汚濁防止法」についてのお問い合わせ

機 関 名	相 談 窓 口	連 絡 先
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境室	099-273-3111
南薩地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0993-53-2317
北薩地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0996-23-3167
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0995-44-7800
大隅地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課	0994-44-0646
熊毛支庁 保健福祉環境部	衛生・環境室	0997-22-0032
大島支庁 保健福祉環境部	衛生・環境課	0997-52-5411
県庁環境部 環境保全課	水質係	099-286-2629
鹿児島市	環境保全課 水質係	099-216-1298

＜参考＞ 農林漁業者が行う農林漁業体験民宿業の許可対象者であることの市町村の確認書について

旅館業営業における簡易宿所営業の許可を申請する場合、旅館業法施行規則第5条では、「農林漁業者」が農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する「農林漁業体験民宿業」を営む施設の場合に限り、客室の延べ床面積が33㎡未満であっても簡易宿所営業の許可を申請することができます。

この規制緩和を適用して開業する場合、申請者が①「農林漁業者」であり、②「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供する必要がありますので、①及び②に該当することについて、市町村が事前に確認した書類を旅館業の営業許可申請書に添付して管轄の保健所に申請してください。（事前確認の手続は、営業する民宿が所在する市町村にお問い合わせください。（次頁以降の参考様式参照。連絡先はP20～21参照。））

なお、「農林漁業者」及び「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」については、下記のとおりです。

1 農林漁業者について

旅館業法施行規則第5条でいう「農林漁業者」とは、以下の（1）～（3）に該当する者をいいます。

（1）農業者

市町村農業委員会が発行する耕作等証明書が確認できる者

（2）林業者

林地の所有又は借入により、森林施業を行う権原を有することを証明できる書類（所有の場合「登記簿謄本（地目が山林）」等、借入の場合「賃貸借契約書の写し」等）、林業従事者の場合は、森林組合による組合職員であることの証明書（様式任意）等、林業に従事していることを証明できる書類が確認できる者

（3）漁業者

「漁業許可証」若しくは「漁船登録証」の写し又は漁業協同組合による組合員であることの証明書（様式任意）等、漁業に従事していることを証明できる書類が確認できる者

2 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務について

P2に記載されている、「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」の内容を参照してください。

年 月 日

〇〇市（町・村）長 様

申請者氏名： 印
申請者住所：

農林漁業体験民宿業であることの事前確認について（申請）

農林漁業体験民宿業を開設するに当たり、保健所長へ旅館業法第3条第1項に規定されている営業許可申請（簡易宿所）を行うため、下記について、事前確認願います。

1 申請者の業種（該当する番号を囲む）

- (1) 農業者
- (2) 林業者
- (3) 漁業者

※ 1に関する証明書類を添付すること。

2 農山漁村余暇法第2条第5項に該当する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の種類と内容

種類	具体的な内容

※ 必要に応じて、2に関する内容が分かる資料を添付すること。

※ このほか、旅館業営業許可申請書（提出前のもの）の写しなど、概要の分かるものを添付すること。

年 月 日

(事前確認申請者氏名)様

〇〇市(町・村)長 印

農林漁業体験民宿業であることの事前確認について(回答)

平成 年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 申請者の業種

事前確認申請書に添付された資料により、((1) 農業者, (2) 林業者, (3) 漁業者)であることを確認しました。

2 農山漁村余暇法第2条第5項に該当する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の種類と内容

事前確認申請書により、提供しようとする役務が農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務であることを確認しました。

年 月 日

(事前確認申請者氏名)様

〇〇市(町・村)長 印

農林漁業体験民宿業であることの事前確認について(回答)

平成 年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 申請者の業種

事前確認申請書に添付された資料により、((1) 農業者, (2) 林業者, (3) 漁業者)であることを認められません。

(理由)

2 農山漁村余暇法第2条第5項に該当する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の種類と内容

事前確認申請書により、提供しようとする役務は農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務であると認められません。

(理由)

関係様式

○ 旅館業法・消防法・食品衛生法に関するもの	
旅館業営業許可申請書	29
消防法令適合通知書交付申請書	30
飲食店営業許可申請書	31
○ 建築基準法に関するもの	
確認申請書	32
○ 浄化槽法・水質汚濁防止法に関するもの	
浄化槽構造審査願	43
浄化槽設置届出書	44
特定施設設置（使用，変更）届出書	45

第1号様式（第2条関係）

年 月 日	
鹿児島県知事	殿
申請者氏名 (連絡先電話番号)	
印	
旅館業営業許可申請書 下記のとおり旅館営業をしたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。 記	
1 申請人（法人にあっては、括弧書きの事項について記入すること。）	
（法人の名称）	
住所 (事務所所在地)	都府 市 町 番地 道県 郡 番 号
氏 名	明治 大正 昭和 年 月 日生
(代表者の氏名)	
2 営業施設	
名 称	
所 在 地	鹿児島県 市 町 番地 郡 番 号
3 営業の種別（該当業種に○印をつけること。）	
ホテル	旅館
簡易宿所	下宿
4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号の一に該当することの有無	
有 無	該当するときは その内容
5 営業施設の構造設備の概要	
客 室	平方メ - トル (畳) 室
	平方メ - トル (畳) 室 総定員 名
	平方メ - トル (畳) 室
	平方メ - トル (畳) 室 計 室
	平方メ - トル (畳) 室
6 旅館業法第3条第2項各号の一に該当することの有無	
有 無	該当するときは その内容
7 最寄りの学校名、児童福祉施設名又は条例第2条各号に該当する施設名及びこれらの施設からの距離（150メートル以内の施設に限る）	
(添付書類)	
1 営業施設の構造設備を明らかにした図面	
2 敷地内建物の配置及び用途面積等を明らかにした図面	
3 営業施設を中心とした周囲150メートル以内の見取り図	
4 法人にあっては、定款又は寄附行為等の写し	
5 消防法上の防火安全性に関する適合通知書	
6 建築基準法上の建築物の検査済証（新たに建築確認を受けたものに限る。）	

(注) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(消防長又は消防署長) 殿

申請者
住 所
氏 名 印

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

- 1 名 称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請理由区分
 - ア 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の規定による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 28 号) 第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 3 条規定による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 9 条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

整理番号		交付番号	
受理年月日		交付年月日	

収入証紙貼付欄

平成 年 月 日

保健所長 殿

〒
住 所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 電話

フ リ ガ ナ
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

年 月 日生

営業許可申請書（新・継続）

食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒 電話	
営業所の名称，屋号又は商号		
営業施設の大要	別紙のとおり	
許可番号及びその年月日	営 業 の 種 類	備 考
申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。 (2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され，その取り消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

注 1 記載要領

- (1) 字は、インク等を用い、かい書ではっきりと記載すること。
- (2) 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
- (3) 申請者の欠格条項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- (4) 氏名を自筆で記入したときは、押印は省略することができる。

2 添付書類

- (1) 新規許可の場合
 - ア 営業所の案内図又は地図の写し
 - イ 営業設備の構造を記載した図面（図面に営業設備の大要を記載しても可）
 - ウ 法人にあっては登記事項証明書又は定款の写し（提示でも可）
 - エ 水道水以外の水を使用する場合には、水質検査証明書（提示でも可）
- (2) 継続許可の場合
 - 営業許可証（提示でも可）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

平成 年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築主等の概要

【 1 . 建築主】

- 【イ.氏名のフリガナ】
 - 【ロ.氏名】
 - 【ハ.郵便番号】
 - 【ニ.住所】
 - 【ホ.電話番号】
-

【 2 . 代理者】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ.氏名】
 - 【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

 - 【ニ.郵便番号】
 - 【ホ.所在地】
 - 【ハ.電話番号】
-

【 3 . 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.作成した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.作成した設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ハ.電話番号】
- 【ト.作成した設計図書】

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ.氏名】
 - 【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

 - 【ニ.郵便番号】
 - 【ホ.所在地】
 - 【ハ.電話番号】
 - 【ト.作成した設計図書】
-

【 4 . 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いたもの)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【 5 . 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
 - 【ト. 工事と照合する設計図書】
-

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】

【ロ.営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【7.備考】

建築物及びその敷地に関する事項

【 1 . 地名地番 】

【 2 . 住居表示 】

【 3 . 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等 】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【 4 . 防火地域 】 防火地域 準防火地域 指定なし

【 5 . その他の区域、地域、地区又は街区 】

【 6 . 道路 】

【イ.幅員】

【ロ.敷地と接している部分の長さ】

【 7 . 敷地面積 】

【イ.敷地面積】 (1)() () () () ()

(2)() () () () ()

【ロ.用途地域等】 () () () () ()

【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

() () () () ()

【ホ.敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ハ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ.備考】

【 8 . 主要用途 】 (区分)

【 9 . 工事種別 】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【 10 . 建築面積 】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.建築面積】 () () () ()

【ロ.建ぺい率】

【 11 . 延べ面積 】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.建築物全体】 () () () ()

【ロ.地階の住宅の部分】 () () () ()

【ハ.共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () () ()

【ニ.自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ホ.住宅の部分】 () () () ()

【ハ.延べ面積】

【ト.容積率】

【 12 . 建築物の数 】

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【 13 . 建築物の高さ等 】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 () () ()

【ロ.階数】 地上 () () ()

地下 () () ()

【ハ.構造】 造 一部 造

【ニ.建築基準法第5条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【16.工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

【18.その他必要な事項】

【19.備考】

建築物別概要

【 1 . 番号 】

【 2 . 用途 】 (区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

【 3 . 工事種別 】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【 4 . 構造 】 造 一部 造

【 5 . 耐火建築物 】

【 6 . 階数 】

【 Ⅰ . 地階を除く階数 】
【 Ⅱ . 地階の階数 】
【 Ⅲ . 昇降機塔等の階の数 】
【 Ⅳ . 地階の倉庫等の階の数 】

【 7 . 高さ 】

【 Ⅰ . 最高の高さ 】
【 Ⅱ . 最高の軒の高さ 】

【 8 . 建築設備の種類 】

【 9 . 確認の特例 】

【 Ⅰ . 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の規定による確認の特例の適用の有無 】 有 無
【 Ⅱ . 適用があるときは、建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物の区分 】
第 号
【 Ⅲ . 建築基準法施行令第 10 条第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に該当するときは、当該
認定型式の認定番号 】 第 号
【 Ⅳ . 建築基準法第 68 条の 20 第 1 項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証
番号 】 第 号

【 10 . 床面積 】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【 Ⅰ . 階別 】 (階) () () ()
(階) () () ()
(階) () () ()
(階) () () ()
(階) () () ()
(階) () () ()
【 Ⅱ . 合計 】 () () ()

【 11 . 屋根 】

【 12 . 外壁 】

【 13 . 軒裏 】

【 14 . 居室の床の高さ 】

【 15 . 便所の種類 】

【 16 . その他必要な事項 】

【 17 . 備考 】

建築物の階別概要

【 1 . 番号 】

【 2 . 階 】

【 3 . 柱の小径 】

【 4 . 横架材間の垂直距離 】

【 5 . 階の高さ 】

【 6 . 居室の天井の高さ 】

【 7 . 用途別床面積 】

	(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	()	()
【ロ.】	()	()
【ハ.】	()	()
【ニ.】	()	()
【ホ.】	()	()
【ヘ.】	()	()

【 8 . その他必要な事項 】

【 9 . 備考 】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。

5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

6欄は、工事施工者が2以上のときには、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。

3欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

4欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

9欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。

共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。

都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ホ」に住宅の用途に供する部分の床面積を書いてください。

11欄の「ヘ」の延べ面積及び「ト」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の5分の1の面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第10項の規定を適用する場合においては、「ト」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」（2）によることとします。

12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。

⑳ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。

㉑ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。

㉒ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

㉓ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

㉔ 14欄は、建築物及びその敷地に関して許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く。）を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等（型式適合認定・構造方法等の認定を除く。）を受けた日付について記入してください。

㉕ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ト」は、百分率を用いてください。

㉖ 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉗ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉘ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。

この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。

3欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

5 欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イ-1)」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物(イ-2)」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イ-1)に該当するものを除く。)をいう。）、「準耐火建築物(ロ-1)」（同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物(ロ-2)」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

6 欄の「八」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。

6 欄の「二」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。

8 欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

9 欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

9 欄の「ロ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

9 欄の「ニ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。

15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。

ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。

申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。

1 欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。

3 欄及び4 欄は、木造の場合にのみ記入してください。

7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

計画の変更申請の際は、9 欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

浄化槽構造審査願

平成 年 月 日

鹿児島県建築主事 殿

設置者住所

氏 名

印

浄化槽を下記のとおり設置したいので、構造について審査願います。

記

設置場所			
建築物用途			
処理方式			
構 造	処理能力	人槽 m^3 / 日	
	各槽容量		
	消毒方法		
受付欄	決 裁 欄		審査年月日・番号
年 月 日	主 事	係 長	係

別記様式第一号(第三条関係)

浄化槽設置届出書			
都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)殿 特定行政庁		年 月 日	
設置者の住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		印	
浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
1	設置場所の地名地番		
2	種 類	浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) その他	
3	処 理 の 対 象	し尿のみ し尿及び雑排水	
4	当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²	
5	処理対象人員及び算定根拠	人	
6	処 理 能 力	イ 日平均汚水量	m ³ / 日
		ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
		ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg / l
7	放流先又は放流方法	側溝 河川 湖沼 海域 地下浸透 その他()	
8	工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号	
9	着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定 年月日 年 月 日
11	付近の見取図		
12	その他特記すべき事項		
行政庁記入欄			
(注意)1 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)特定行政庁」 については、不要のものを消すこと。 2 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を で囲むこと。 3 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。 4 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。			

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

特定施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

〒 -

届出者



[電話 - -]

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項又は第 2 項(第 6 条第 1 項又は第 2 項, 第 7 条)の規定により, 特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	[電話 - -]	* 整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 -	* 受理年月日	年 月 日
第 5 条第 1 項関係	特定施設の種類	* 施設番号	
	特定施設の構造	別紙 1 のとおり	* 審査結果
	特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり	* 備考
	汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり	
	排出水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり	
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり	
排出水にかかる用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり		
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり	
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり	
	汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり	
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には, 令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては, 名称)を記載すること。
- 2 印の欄の記載については, 別紙によることとし, かつ, できる限り, 図面, 表等を利用すること。
- 3 * 印の欄には, 記載しないこと。
- 4 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については, 指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 5 変更届出の場合には, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは, 図面, 表等やむを得ないものを除き, 日本工業規格 A 4 とすること。
- 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し, 押印することに代えて, 本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙 1

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における 施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 2

特定施設の使用方法

工場又は事業場における 施設番号					
特定施設番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 変 動					
原材料(消耗資材を含む。) の種類，使用方法及び1日 あたりの使用量					
汚水等の 汚染状態	種 類・項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m ³ / 日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には，当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消費資材の1日当たりの 用途別使用量									
汚状 水態 等及 び 汚量 染	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ / 日)								
残さの種類, 1月間の種 類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には, 当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には, 排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号					
排出水の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大
	その他参考となるべき事項				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 6

用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ / 日)